『熊谷市火災予防条例の一部改正』

平成26年7月1日施行

市内で行われる多数の者の集合する催し(※)で、火気を使用する露店等を出店する場合、消火器の準備と届出が必要となります。

※一時的に一定の場所に人が集まることにより混雑が生じ火災が発生した場合の危険性が高まる催しのことです。 例 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し





- ①火気を取扱う露店等に「**消火器の準備**」
- 【条例第18条~22条】 ・原則として露店等ごとに設置が必要
- ②火気を取扱う露店等は「**露店等の開設届出書**」の届出 【条例第45条】
- ・あらかじめ消防長へ届出が必要

「全ての催しが対象となるの???」

集合する者の範囲が個人的つながりにとどまる場合は対象外となります。 (例 近親者によるバーベキュー・幼稚園などで保護者等が主催する餅つき大会など)



露店等の出店数が100店舗を超え、1日 あたりの人出予想が10万人以上のもの



指定催しに指定される と主催者の義務がさら に追加となります。



【条例第42条の2】

屋外で開催される催しのうち、大規模で消防長が定める要件に該当するもので、火災発生時、人命 財産に特に重大な被害のおそれのあるもの

指定催しに指定されると…

- ■事前に主催者へ通知します。
 - ■インターネット等で市民のみなさまに公示します。

主催者の業務【条例第42条の3】

- ①「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」
- 14日前までに消防長へ、計画を作成し提出が必要
- ②防火担当者を定め、計画を作成するとともに「防火管理業務」を行わせる。

火気の例・・・気体、液体、固体を燃料として使用する器具、電気を熱源とする器具等

発雷機



ストーブ



ガスコンロ



電気調理器具







お問い合わせ:熊谷市消防本部 予防課 ☎048-501-0118

